

川西市・猪名川町共催
令和6年度集団指導資料

令和6年度報酬相談について

川西市福祉部介護保険課
猪名川町生活部保険課

【初期加算】 【入院時費用】 （認知症対応型共同生活介護）

相談内容	<p>【初期加算】 入院期間がある場合に算定できるのか。</p> <p>【入院時費用】 基本報酬に加え、算定することが可能か。</p>
対応内容	<p>【初期加算】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 入居した日から起算して30日以内の期間については、初期加算として、1日につき所定単位数を加算する。 ・ 30日を超える病院又は診療所への入院後に指定認知症対応型共同生活介護事業所に再び入居した場合も、同様とする。 <p>根拠：介護報酬の解釈（単位数表編）P.698～699</p> <p>【入院時費用】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 利用者が病院又は診療所への入院を要した場合は、1月に6日を限度として"所定単位数に代えて"1日につき246単位を算定する。 <p>根拠：介護報酬の解釈（単位数表編）P.694～695</p>

【サービス提供体制強化加算】 （小規模多機能型居宅介護）

相談内容	サービス提供体制強化加算の職員毎の研修の実施頻度はあるのか。
対応内容	<p>職員毎に内容や期間、頻度について検討、策定する。少なくとも年1回以上の開催が必要。</p> <p>厚労省QAより、「全ての職員が概ね1年の間に1回以上、何らかの研修を実施できるよう策定すること」が示されており、年度毎に年間計画を策定した際に研修予定が1回もない場合は認められない。尚、研修計画はあくまでも職員毎の経験や技量、知識、意向に応じて個別に内容や期間について検討し、策定する必要がある。（その結果、グループ毎に実施となることは差し支えない）</p> <p>根拠：介護報酬の解釈（単位数表編）P.698～699 介護保険最新情報vol.69 平成21年4月改定関係Q&A</p>